

ノウハウ満載！ 弁護士研修

当会では、様々な弁護士研修（以下「研修」といいます）が行われておりますが、当会で行われている研修を十分に活用し、日頃の弁護士業務に十分に活かすことができている会員の方は少ないのではないのでしょうか。あるいは、研修には参加したいけれども、業務が忙しいため、ついつい不参加になってしまうという会員の方や、名簿登録要件になっている研修はやむなく参加しているものの、そうではない研修は参加していないという会員の方々もおられると思います。

今月号の特集は、研修委員会の方々に研修の概要やより効率的な受講の仕方などを解説していただき、会員の方に、研修の意義を再度見直していただいて、日頃の業務に活用していただくと考えて企画をいたしました。

（吉川 拓威，西川 達也，小峯 健介）

CONTENTS

1 巻頭言 弁護士研修の課題	3頁
2 弁護士研修の概要	4頁
3 ライブ研修	5頁
4 ネット研修	11頁
5 研修に対する疑問に答える	18頁

1 巻頭言 弁護士研修の課題

弁護士研修センター運営委員会委員長 軽部 龍太郎 (57期)



定番トレーニングの不在, 「OJT」に関する誤解

相撲なら四股・テッポウ・すり足，筋トレならベンチプレス・デッドリフト・スクワット，将棋なら詰将棋・棋譜並べ・対局といったように，ジャンルによっては確実に効果を生む定番の（セルフ）トレーニングがある。しかし，法律学や弁護士業務にはない。

そこで弁護士の世界では「OJTが大切だ」としばしば言われる。しかし，OJTはとにかく仕事をやらせてみて経験から学ばせるといったようないい加減な方法ではない。紙数の関係で詳しい言及は避けるが，OJTは徒弟制度的訓練と違うといったような解説は，検索をかけてみれば容易に発見できるだろう。本来は，かなり計画的な教育訓練である。

そして我々弁護士研修に携わる者は，定番トレーニングの不存在を補い，俗語的な意味での「OJT」よりも効果の高い企画を実施するよう努めなければならない。

1人で2時間話すスタイルに こだわらない

現在の研修の多くは，1コマ2時間を1人の講師が話し続けるスタイルである。しかし，このスタイルで，受講者の興味と集中力を最後まで持続させることは容易でない。テレビの世界には池上彰氏や林修氏のような達人がいるが，その2人にしたところで，資料映像をはさんだり，「ひな壇芸人」と会話したりしてようやく2時間いっぱい視聴率を維持するのである。ニュース番組でも「解説委員」が登場してアナウンサーとやりとりをするではないか。

立教大学の中原淳教授は，「数多くの人間が，いつ

ときに集まっているような空間で，ひとりの特定の人間が，不特定多数の人間に対して話を一方向的にしているというスタイルは，そもそも『特異』です。この場合『コミュニケーション』としてとらえるのであれば一極めて『不自然な空間』であることは言うまでもありません。」と指摘している（2018年2月5日のブログ記事「あなたのまわりには『写経型の授業』はありますか？」，<http://www.nakahara-lab.net/blog/archive/8524>）。講師側にしても，2時間話し続けるための準備は大変であるし，当日の体力消耗もかなりのものである。

これに対し，講師2人で掛け合いのように話すスタイルであれば，相方が話している間に自分が次に話す内容を考える余裕があり，負担が少ない。受講者としても聞きやすい。企画側には2人の講師の間を調整する負担が生じるのだが，今後はこのような企画を増やしていきたい。これまでも，例えば割増賃金請求について労働者側・使用者側・裁判官が順次講義をする企画や，証拠保全の段取りについて再現ドラマ風に仕立てた企画がある。いろいろ試してみないことには弁護士研修も進化しないであろう。

時間に利息をつけて返す

時間に対する意識が高い時代である。私は委員会で「受講者が預けてくれた時間に，いかに多くの利息をつけて返せるか」を意識するようしばしば訴えている。できれば「倍返し」したい。体系的な理解が受講者の体にしみこむような研修を実施したい。日本の弁護士が，企業，他士業，コンサルタント，海外の弁護士などに置いて行かれないように，そしてむしろリードするような存在になってほしい，と切に願うものである。

2

弁護士研修の概要

弁護士研修センター運営委員会委員長 軽部 龍太郎 (57期)

新規登録弁護士研修

現在、ほとんどの単位会においては、日弁連の「新規登録弁護士研修ガイドライン」に則った研修が実施されており、当会も同様である。新規登録弁護士が当会に入会すると、義務研修として集合研修、倫理研修、一般法律相談研修、クラス別研修及び会務研修を受講することとなり、これに加えて家庭相談・クレサラ相談研修及び刑事弁護研修を追加受講することができる。全国的に見て特徴的なのは、第一に刑事弁護研修が必修化されていないことである。とはいえ、刑事弁護研修の受講は当番弁護士・国選弁護人の待機名簿への掲載要件となっているほか、集合研修の中で刑事弁護に関する講義は別途行われている。第二にはクラス別研修であり、新規登録弁護士を約20人で1クラスにまとめ、ゼミ形式で全7回の研修を行っている。なお、必修項目に未履修がある場合には一定期間法律相談名簿から外すといった措置がなされるが、その多くが会務研修（委員会出席）の未履修（出席回数不足）であることは注意喚起しておきたい。

継続研修

当会では継続研修（一般研修）の受講は義務化されていないが、第二東京、大阪及び兵庫県の各会では義務化されている。また、他士業や海外の弁護士についても継続研修の受講が義務化されている例が多く、これらと常に比較されることから、今後も当会内や日弁連において継続研修義務化の議論が折に触れなされるものと予想される。

日弁連や当会において、研修の全てを研修委員会が企画・実施しているかという点、そのようなことは

ない。むしろ単位会においては専門的な知見をもつ委員会が独自に実施する例がほとんどで（例えば、高齢者・障害者に関する委員会が成年後見に関する研修を実施するなど）、研修委員会は新規登録弁護士研修や倫理研修のみを担当するか、独自の研修企画を行うにしても年間数回に止まる例が多い。当会の研修委員会は「前期／後期弁護士研修講座」「専門講座」「中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座」（中小企業法律支援センターと共催）を年間合計約50コマ実施しているが、このように多数の研修を企画・実施する研修委員会は他の単位会には見られない。また、当会研修委員会主催の研修は原則として撮影しており、「東弁ネット研修」のシステム上で視聴することができる（有料）。東京では、これらに加えて、他の委員会主催の研修、日弁連研修、東京三会の研修委員会による共催研修、東京三会の法律相談部門による共催研修などが多数実施されている。

倫理研修

倫理研修は、新規登録時に行うほか、弁護士登録後満3年、満5年及び弁護士登録の期間が5の整数倍となる年ごとに受講しなければならない（満3年、満15年から10年ごとの研修についてはパネル・ディスカッションの方式による）。当会の倫理研修の特徴は、いわゆるバズ・セッション形式の多用である。なお、倫理研修は、弁護士研修センター運営委員会ではなく、弁護士倫理特別委員会が実施している。

3

ライブ研修

弁護士研修センター嘱託
 弁護士研修センター運営委員会委員 前田 哲兵 (63期)



はじめに

弁護士研修センター運営委員会（以下「当委員会」という）では、半期に約25コマのライブ研修（会場で受講する研修）を実施している。通常は18時から20時に開催しているが、家庭の事情などで夜間の参加が困難という会員の声に応え、11時から13時に開催している研修もある。

ライブ研修の種類としては、大別して一般講座、連続講座、専門講座、中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座、クラス別研修連動講座があり、その中には、各種法律相談担当名簿などの登録認定要件とされている講座（各種認定講座）もある。以下、それぞれにどのような講座があるのか概説していく。

一般講座

一般講座とは、原則1コマで終了する単発講座の総称である。

その分野は多岐にわたっている。一例を挙げれば、性の平等に関する委員会との共催講座では、家事事件やセクシュアル・マイノリティなどの分野に力を入れており、臨床心理士や裁判官など充実した外部講師をお招きしている点が特徴である。加えて、女性のための法律相談担当者認定研修、法テラスDV被害者法律相談担当者認定研修、家庭法律相談担当者認定研修などに指定されていることもあり、毎回、大変な好評を博している。

また、犯罪被害者支援委員会、国際委員会、新進会員活動委員会との共催講座もある。それぞれの委員会からご協力をいただき、専門性の高い講座を提供している。

その他、法務省との共催で債権法改正に関する講

義を行ったり、証券取引等監視委員会との共催で同委員会の活動概要等に関する講義を行うなど、行政機関とのタイアップも行っている。

連続講座

連続講座とは、1コマで終了する単発の講座である点は一般講座と同様であるが、特定のテーマについて半期に1コマずつ連続して開催していくことを予定しているものをいう。

現在、連続講座として開催しているものとしては、①法制委員会との共催で、施行が間近に迫っている改正債権法について解説していただく「債権法改正」、②元横浜家庭裁判所判事であり、現早稲田大学大学院法務研究科教授である松原正明氏に、相続法の最先端の論点や、相続法改正に関する議論などを解説していただく「相続法の最前線」、③災害対策委員会との共催で、災害時に弁護士としてどのような活動をするかについて、全国の弁護士会から講師をお招きして解説していただく「災害時の弁護士活動」、④交通事故事案において扱う医学的知見について、頭部、頸部、上肢、下肢など各部位ごとに、それぞれの専門医から解説していただく「交通事故事案の医学講座」がある。

半期に1回ずつの開催であるが、これを継続して受講すれば、当該分野について相当充実した知見が得られるであろう。是非、当該分野について継続的に学び、自己研鑽していく契機としていただければと思う。

専門講座

専門講座とは、特定のテーマについて半期に約6コマを集中的に開催するもので、いわば目玉の研修企画

である。

これまでに開催した専門講座のテーマとしては、①相続事件、②労働事件、③交通事故事件、④債権法改正、⑤医療過誤事件、⑥不動産関係事件、⑦建築事件、⑧消費者事件、⑨高齢者をめぐる法律問題、⑩インターネット法、⑪中小企業法務、⑫事業承継、⑬債権回収、⑭知的財産権法、⑮独占禁止法、⑯金融商品取引法、⑰国際法務、⑱行政法、⑲租税争訟、⑳裁判員裁判がある。

専門講座の特徴は、特定のテーマについて合計12時間程度の集中的な講義を行うため、当該テーマに関して深い知見が得られることにある。また、かかる研修を半年内という短期間のうちに完了させるため、知識の定着も図りやすいだろう。半期に1度（現在は3月と8月）当委員会から配布している「研修情報パンフレット」をご覧いただき、専門講座で興味のあるテーマを扱っていただければ、是非とも受講していただきたい。

コラム 1

時間がないからこそ、ライブ研修に出してみよう！

弁護士研修センター運営委員会委員 藤木 友太 (67期)

若手弁護士にとって、毎日の業務は悩みと苦勞の連続だと思えます。

多忙なスケジュールの中、飛び込んでくるのは今まで扱ったことのない分野の案件ばかり。それでも依頼者の信頼を獲得すべく、業務の合間やプライベートの時間を利用して、何とか未知の分野に切り込んでいくために猛勉強します。加えて、日々刻々と変化する社会情勢や、度重なる新法制定・法改正にも対応していかなければなりません。

まだまだ弁護士生活に慣れていない若手にとっての1日は、気付けばあっという間に終わってしまい、自己研鑽に充てる時間を捻出するのは非常に難しいことでしょう。某有名漫画に出てくる「精神と時の部屋」があれば、そこに籠ってじっくりと自らのスキルアップを図れるのに…。そんな切実な想いを抱いている方も、きっといらっしゃるのではないのでしょうか。

若手弁護士にとってのスキルアップの手段は、大ま

かに、OJT、書籍、そして研修に分けられます。

この中で特に重要な手段であるOJTは、担当案件に関係する論点について深く掘り下げることに向いている一方で、分野全体の法体系を広く見渡すのには不向きと思われます。書籍もやはり重要なツールですが、限られた時間の中で高度な専門書を1冊読破するのは生半可なことではありません。

そんな多忙な若手弁護士にとって、研修は、最重要・最先端の知識を、その道のプロフェッショナルである先輩から、短時間に凝縮して教えてもらうことのできる、まさに絶好の機会といえるでしょう。研修で法体系や全体像を把握したうえで、OJTを通じてスキルを定着させ、書籍を使ってより深い理解を得る。そんな好循環を生み出すことができます。

時間のない若手弁護士だからこそ、ライブ研修を積極的に申し込んで、メリハリのあるスキルアップを図っていくのが有効だと思います。

中小企業法律支援 ゼネラリスト養成講座

中小企業の経営者が求める弁護士像とは、労働事件や事業承継など特定の分野に特化したスペシャリストたる弁護士というよりも、企業内において生じ得る法律問題に一通り対応できるゼネラリストたる弁護士であることが多いとされる。その意味で、経営者に寄り添い、中小企業を支援する弁護士としては、まずはゼネラリストとしての能力を身につけることが求められる。しかしながら、中小企業をめぐる法律問題は多岐にわたり、それら全てを独力で身につけることは容易なことではない。研修を探すといっても単発の研修がバラバラに開催されていては知識に偏りができてしまい、ゼネラリストとしての能力を身につけることはやはり困難となる。

中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座とは、かかる問題意識から、当委員会が中小企業法律支援センターとの共催で、中小企業をめぐる法律問題等について、半期に4コマ程度ずつ集中的に開催するものである。

扱うテーマとしては、①「契約書作成・チェックの基礎」「法的債権回収の基礎」「融資と増資に関する実務」など一般的な企業法務の講座、②「下請法・独禁法の基礎」「不正競争防止法・営業秘密の管理」など企業法務を扱う上で必須となる法律の解説講座、③「財務・税務の基礎知識」など企業法務を扱う上で必須となる周辺知識の解説講座、④「M&A（事業承継）に関する実務」「親族内承継の基礎」など事業承継に特化した講座、⑤「労働事件の基礎知識」「団体交渉、不当労働行為救済手続きにおける使用者側弁護士の対応」など労働事件に特化した講座、⑥「反社会的勢力・クレーム対策の基礎」「クレーム

等への対応の基本」などクレーム対応に特化した講座などがある。

本講座を受講し、まずはゼネラリストとしての総合的な能力を身につけていただき、その後、さらに進んで特定の分野についても研鑽し、スペシャリストとしての能力も身につけていただければと思う。

なお、本講座は、「中小企業法律支援センター・中小センター紹介名簿」の認定講座に指定されているため、同名簿への登録を希望する会員は、是非とも受講していただきたい。

クラス別研修連動講座

クラス別研修連動講座とは、その名のとおりに、クラス別研修に連動した講座である。ここで「クラス別研修」とは、新65期の一斉登録日である2012年12月23日以降に当会に入会した新入会員を対象として導入された全7回のゼミ形式の研修制度である。そのテーマは、民事事件一般に関する総論的テーマを扱った後に、①労働事件、②離婚事件、③交通事故事件、④相続事件、⑤建物明渡事件という各論的テーマを扱う。

「クラス別研修連動講座」とは、上記①から⑤の各テーマに関し、事件の受任から訴訟遂行に至るまでの一通りの基本的な事件処理の流れをおさえる講義形式の講座である。これを、それぞれのクラス別研修が実施されて間もない時期に開催することによって、同研修受講者が、同研修で得た知識を再確認し、知識を定着させ、さらにステップアップしていくことを直接的な目的としている。

ただ、クラス別研修連動講座は新入会員のみを提供されているわけではなく、全ての会員が受講可能である。この点、上記のテーマはいずれも一般的な事件

類型であるが、とはいえ、それぞれのテーマの基礎的な知識は非常に幅広い。また、会員各人の事件処理には少なからず偏りが生じてくるものであろう。そこで、上記事件類型について、基本的な内容から再確認し、自身の事件処理や知識に偏りはないかをチェックする機会として本講座を活用していただければと思う。また、当該分野に不慣れな場合には、本講座は「最初に受講する講座」として最適である。

このように、本講座は、新入会員のみならず、広く全ての会員に有用な内容であり、現に、ベテランの会員も相当数受講している人気講座でもある。

なお、本講座は各事件類型に関する基本的な事柄を講義するものであるところ、かかる基本的な事柄は年によって変わるものではないため、本講座の内容は原則として毎年変わらないものにするよう努めている。そのため、本講座を受講して基本的な知識を確認した後は、別の応用的な講座を受講するなどして、ステップアップしていくことが望ましいであろう。

各種認定講座

上記のとおり、当委員会では様々な研修を実施しているところであるが、それらの研修の中には、各種法律相談担当名簿などの登録認定要件とされている講座（以下「認定講座」という）がある。

現在、当委員会が扱っている認定講座の種類としては、①中小企業法律支援センター・中小センター紹介名簿認定講座、②家庭問題法律相談担当者認定講座、③女性のための法律相談担当者認定講座、④セクシュアル・マイノリティ電話法律相談担当者認定講座、⑤犯罪被害者法律相談担当者認定講座、⑥法テラスDV被害者法律相談担当者認定講座がある。

【図1】

■弁護士研修センター運営委員会
後期弁護士研修講座

**【連続講座】相続法の最前線⑦
法制審議会における配偶者への
配慮に関する施策について**

2017年11月6日(日) 18時～20時
弁護士会館2階講堂クレオ BC

講師 松原 正明 氏
(早稲田大学大学院法務研究科教授、元横浜家庭裁判所判事)

東弁ネット研修配信：有

◆ 好評をいただいております松原教授による相続法講義です。
今回は相続法分野に関する改正議論に焦点を当てます。短期居住権、長期居住権及び配偶者への特別受益など「配偶者への配慮に関する施策」について、法制審議会における改正議論の状況を踏まえながら解説していただきます。

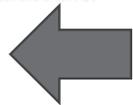
指定講座 家庭法律相談担当者認定研修

定員 250名

受講料 1,000円(当日支払)

事前申込 要※(東京弁護士会会員マイページからお申込みください。)

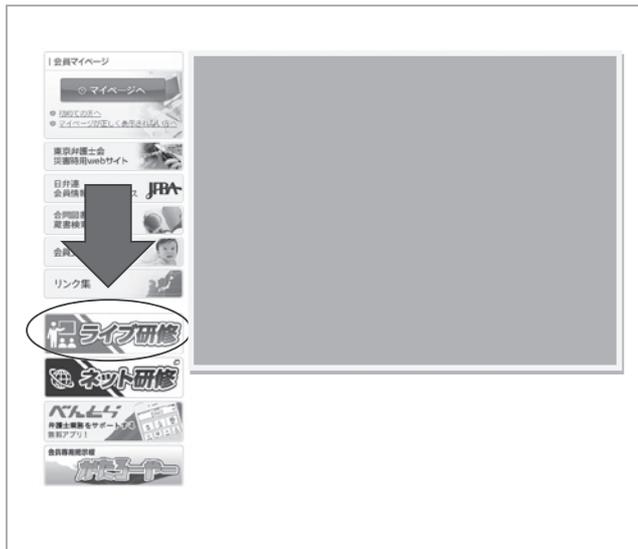
問合せ先 東京弁護士会 業務課 03-3581-3332



ただ、「どの講座が認定講座の対象になっているのか分からない」という読者もおられるかもしれない。そのようなときは、当委員会が半期ごとに配布している「研修情報パンフレット」が役に立つ。【図1】の矢印の箇所をご覧ください。「指定講座」と記載されている個所に、当該講座がいずれの認定講座に指定されているかが記載されている。当該箇所は色を付けて目立つように工夫しているため、一目で分かるだろう。認定講座を優先して受講したいという会員は、まず、当該記載に目を向けてみると良いであろう。

なお、認定講座は人気であることが多いため、事前予約の段階で定員オーバーになることもしばしばある。そのため、受講にあたっては、早めに研修情報パンフレットをチェックし、当会ウェブサイトの会員サイト内の「マイページ」から事前申し込みを済ませておくことをお勧めする。

【図2】



【図3】



研修情報一覧表

以上が当委員会が提供しているライブ研修の概説である。ただ、当会が実施している研修には、当委員会以外の委員会や法律研究部が開催しているものも多数ある。この点、当委員会が配布している研修情報パンフレットには、当委員会が開催している研修しか掲載されておらず、それ以外の研修情報は「どうべんいんふお」や当会のメーリングリストにおいて広報されている。しかし、様々な研修情報がバラバラの広報媒体で送られてくるため、会員からすると、研修情報を総合的に把握することが困難となり、自身の研修スケジュールを立てにくいといった弊害もあった。

そのため、広報委員会のご尽力で、本年5月から、当会ウェブサイトの会員サイトに、当委員会が開催している研修も含め、当会が実施する全ての研修（ただし、広報課が把握できているものに限る）を、開催時期の近いもの順に一覧表形式で掲載するというウェブサイトの改修を行った。同サイトの画面左側の「ライブ研修」というバナーがそれである【図2】。小さな改修ではあるが、これによって、各人の研修スケジュールは格段に立てやすくなったのではないだろうか。なお、当会が無料で提供しているスマートフォン用アプリケーションソフト「べんたら」においても、同様に研修情報の一覧が掲載されているので併せてご利用いただきたい。

研修情報一覧表には、「分野」「認定研修」「開催

日/タイトル」「受講料」といった情報が掲載されている【図3】。「認定研修」については、当委員会が実施している上記認定講座（6種類）以外のものも掲載されているので、それらを優先して受講したい会員は、当該記載に目を向けてみるとよいだろう。

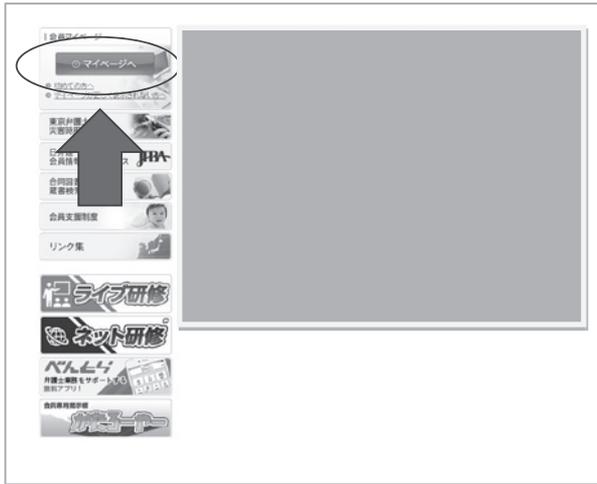
なお、今回新設された「ライブ研修」というバナーの下には「ネット研修」というバナーも新設された。同バナーをクリックすれば、当会が提供しているインターネット研修のページが開かれるようになっているため、併せて利用していただきたい（ただし、ネット研修への申込が必要）。

マイページからの申し込み方法

さて、当委員会が主催している研修を含め、当会が実施している研修は、原則として、会員サイトである「マイページ」から申し込みが可能である。ただ、マイページに不慣れであるなどの理由から、それを十分に活用できていない会員もおられるようである。そこで、ここでは、「マイページ」からの研修申込の方法を、図示しながら説明させていただく。【図4】から【図9】の矢印の順にクリックをすればよいだけであり、非常に簡単であることがお分かりいただけると思う。所要時間は1分程度である。

マイページには、研修情報以外にも、様々な情報が掲載されている。是非、この機会に活用するようにされたい。

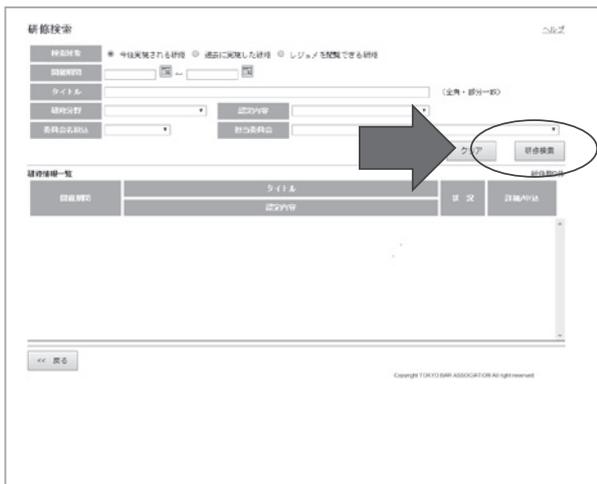
【図4】



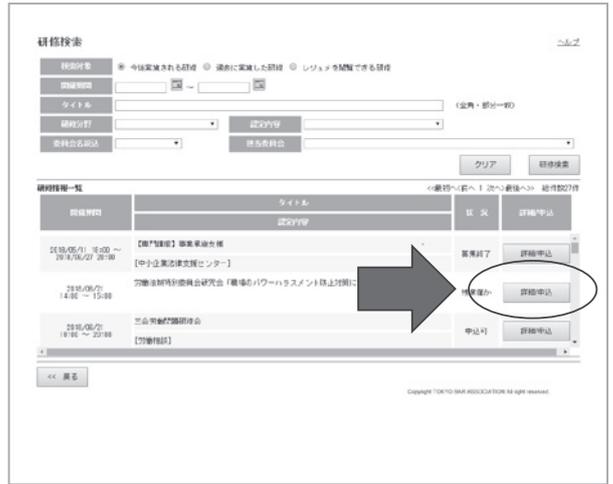
【図5】



【図6】



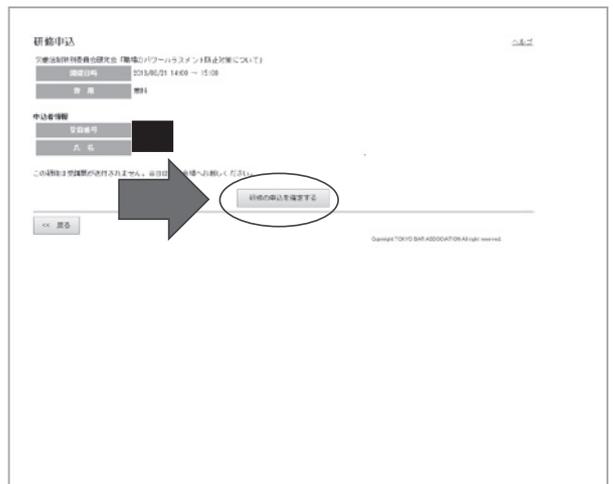
【図7】



【図8】



【図9】



※開催期間やタイトルなどを入力する箇所があるが、それらに何も入力しなくても、矢印の「研修検索」をクリックすれば、全ての研修が開催時期の近い順に掲載される。

※これで研修申し込みは完了である。

4

ネット研修

弁護士研修センター嘱託
 弁護士研修センター運営委員会委員 上芝 直史 (61期)



「東弁ネット研修」って何？ ～その概要と特徴～

● システムの概要

当会の弁護士研修センター運営委員会は、年間約50講座の研修（ライブ研修）を開催するとともに、このライブ研修の内容をインターネットで受講することができるシステムを運用している。これが「東弁ネット研修」である（日弁連が運営している「eラーニング」とは別のものである）。ライブ研修では、会員数の増加や弁護士業務の多角化・専門化、受講者のレベルやニーズに応じた分野別研修の充実が図られているが、これらすべての研修講座を毎年企画・実施することは、講師確保、予算、会場不足等の観点から現実的ではない。そこで、「東弁ネット研修」を研修ライブラリー（図書館）として機能させ、不足するコンテンツを適宜拡充していく方式が採用されたのである。

「東弁ネット研修」では、弁護士会館内において開催されたライブ研修を動画撮影し、動画ファイルと研修の際に使用したレジュメや資料が外部サーバー（当会ウェブサイトとは別もの）におかれた「東弁ネット研修」サイトにカテゴリ別にアップロードされる。アップロード後、各利用者に対してメールで新着動画の掲載について案内がされ、利用者は、当会会員サイト（<https://www.toben.or.jp/members/index.html>）内に置かれたリンク（<https://kenshu.toben.or.jp/login/login.php>）から、「東弁ネット研修」サイトにログインし、資料をダウンロードするとともに動画を視聴することになる。

研修動画の配信方式については、コンテンツの権利関係を適切に管理することができるようストリーミング方式を採用している。

● 「東弁ネット研修」の特徴は？

○ ネット配信を利用して、いつでも、どこでも！

会員の業務環境は旧来からの一般的業務を行う弁護士のほか、常勤や非常勤の公務員として業務を行う者、企業内弁護士として業務を行う者など多様化している。ライブ研修を受講したくてもなかなか難しいという声は少なくない。「東弁ネット研修」は専用サイトに接続することができるインターネット環境さえあれば視聴でき、会員は、24時間いつでも好きな時間に、事務所や会社、あるいは自宅で研修を受けることが可能になる。「研修よりも毎日の業務を優先せざるを得ない」、「弁護士会館は遠すぎてとても通えない」、「夜間の研修だと時間帯が合わない」などの悩みも解消することができる。

○ ライブ研修をライブラリー（図書館）に収納

「東弁ネット研修」では、当委員会が主催または共催して2008年度以降に実施した研修講座のほぼ全ての講座（動画掲載について講師の了解が得られたもの）がライブラリー化されており、いつでも視聴可能である。

○ 配信数は400を超えている

現在配信中の講座は436講座となっており（2018年6月現在）、今後も新たな研修が実施されれば随時ライブラリーへ収納されることになる。

○ 当会会員の特典

「東弁ネット研修」は当会会員のみ提供される特典である。他会会員への有料配信も検討されてきたが未だ実現はしていない。

○ 検索機能や登録機能の利用

キーワード検索機能がついているので、視聴したい

講座を簡単に検索することができる。

また、気に入った研修を東弁ネット研修サイト内のマイページに「お気に入り」として登録することもできる。

○カテゴリー別に分けて収納・配信

「東弁ネット研修」では、各コンテンツを講座名や実施時期とともに、カテゴリー（分野）別に整理して収納しているため、利用者は、興味のある分野毎に講座を探して視聴することができる。このカテゴリー化と検索機能が相俟って、必要な研修の検索効率を高めることにつながっており、より利用しやすいものとなっている。

特定の分野に関する講座をまとめて視聴すれば、短期間で当該分野に関する専門的知識を身につけることができる。早期独立した若手弁護士が未知の分野の事件を受任することになった場合でも、当該分野に関する専門的知識を短時間で習得するといったことが可能である。

現在のカテゴリーは、「中小企業」、「弁護士業務」、「簿記・会計・IT」、「知的財産法」、「外国法・外国取引」、「行政・自治体」、「犯罪被害」、「法務制度・証拠」、「法体系・法律」、「保全・執行・債権回収」、「不動産法」、「インターネット」、「医療観察法」、「医療」、「女性・離婚・DV」、「会社法・企業」、「建築紛争」、「刑事弁護」、「契約」、「経済法（競争法）」、「近隣問題」、「金融・証券」、「公益通報」、「公害・環境」、「個人情報保護」、「交通事故」、「民事介入暴力」、「労働法」、「裁判実務」、「消費者」、「少年・子ども」、「相続・遺言・高齢者」、「倒産法」、「税務」の34分野に整理されている（本年度秋頃、より分かりやすく利用しやすくするためにカテゴリーの再整理が行われる予定である）。

○利便性の向上のためマルチデバイスの導入

PCを使用して視聴することはもちろん、スマートフォン、タブレット等の携帯端末にも最適化されているのでPCがなくとも視聴することができる。

○ログアウトした後のレジュームや早送りにも対応

視聴している途中で中断してログアウトすることになった場合でも、視聴を再開する際には中断した箇所から始めることができる。

また、2倍速までの早送りにも対応しているため、短時間で全体を視聴することができる。

○年間固定料金で視聴制限なし

年間固定料金（15,000円。ただし、本年度は69期の対象会員は7,500円、70期の対象会員は5,000円）であり、視聴制限はないので全講座を何度も繰り返し視聴することができる。

料金については、現在、委員会において減額もしくは無料化が検討されているが、現時点でも、新規登録会員のうち希望者は、一斉登録年度の3月末まではお試し期間として無料で視聴することができる。

若手弁護士に おすすめの講座はどれ？

「東弁ネット研修」において収納・配信されている研修講座のうち、若手弁護士にとって有益と思われるものを挙げてみるので、ぜひ参考にさせていただきたい。

○クラス別研修連動講座を受講しよう！

新規登録弁護士についてはクラス別研修の受講が義務付けられているが、ライブ研修では新規登録弁

護士のために「クラス別研修連動講座」が開催されている。この「クラス別研修連動講座」は、クラス別研修の進行スケジュールに合わせて、各分野ごとに、クラス別研修よりも発展的な内容を解説するものである。具体的には、労働事件について「地位確認請求

訴訟の基礎と実務上の問題点・対処法」、離婚事件について「離婚事件の基礎と実務上の問題点・対処法」、交通事故事件について「交通事故事件の基礎と実務上の問題・対処法」、相続事件について「相続事件の基礎と実務上の問題・対処法」、借地借家

コラム 2

ネット研修を通じて「専門分野」を身に付ける！

弁護士研修センター運営委員会委員 藤木 友太 (67期)

弁護士増員時代に入り、他者との差別化の必要性が叫ばれて久しい今日。

若手弁護士は、多種多様な案件を経験し、ひととりの弁護士業務に慣れることを第一の目標としつつ、中長期的な目標としては、弁護士業界で勝ち抜くための自分だけの武器、すなわち「専門分野」を身に付けるべく、日々研鑽を重ねていることと思います。

しかし、専門分野の獲得に向けて一歩踏み出したいという思いで、とりあえず専門書を買ってはみたものの、日々の業務に忙殺されて読む時間がなく、本棚の奥に眠らせてしまう…。そんな苦い経験をされている方も多いのではないのでしょうか。

そのような方にお勧めなのが、ネット研修を利用した同一ジャンルの講座の短期集中視聴です。

当会の会員サイトでは、過去にライブ研修で実施された講座の多くを、席上配布資料とともに配信しています。各種分野ごとに講座を検索できるようになっていますので、集中的に学習したい分野があれば、そこに属する講座を、短期間でまとめて一気見することができます。

アップToDateの知識を習得するにはライブ研修が役立ちますが、短期集中型の専門講座であってもライブですべて受講するには半年間を要します。これに対し、ネット研修を利用すれば、より短期間で集中的に、特定分野についての専門知識を修めることができます。

ところで、ネット研修には、いつでもどこでも視聴できるというメリットがありますが、いざ視聴しようと思っても、急な打合せの予定が入ったり、書面の提出期限に追われたりして、どうしても後回しになってしまいがちです。

これを避けるために有効なのが、ライブ研修と同じように、あらかじめ2時間程度の受講予定をスケジュールリングしておいて、その時間になったら必ずネットを開いて動画を視聴するというスタイルを構築することです。このようなスタイルを続けていけば、ネット研修の受講を習慣化することができ、専門分野開拓までの道のりが一段と近くなります。

誰にも負けない武器を獲得するための第一歩として、ぜひネット研修を活用していただければと思います。

事件について「建物明渡事件の基礎と実務上の問題・対処法」の各講座が用意されている。クラス別研修で学んだ基礎的な知識を前提に、より実践的な内容を伝授することが予定されている。

ライブ研修を受講することができなかった新規登録会員や、労働事件・離婚事件・交通事故事件・相続事件・借地借家事件について不慣れな会員は、まずは、「東弁ネット研修」を利用して「クラス別研修連動講座」を受講していただきたい。なお、「クラス別研修連動講座」は、毎年同一タイトルで実施されているが、最新の法改正や裁判例を盛り込むなど常にアップデートした内容となっているので、「東弁ネット研修」を利用して視聴する場合には、実施時期を確認して最新のものを選択していただくのがよいだろう。

○クラス別研修連動講座の視聴を終えたら？

クラス別研修連動講座を視聴した後は、各法分野ごとに、基礎的な講座が用意されているので、これらの中から興味のあるものを選んで順に視聴していただきたい。比較的近時に開催された講座のうち、初級編と言えそうなものを分野別に挙げると次のとおりである（各タイトルの末尾の記載は実施時期を指している）。

- 弁護士業務
 - 「海事法務とは何か～全く知らない先生方に向けたガイダンス～」(2017前)
 - 「航空法務とは何か～海事法務との比較の観点から～」(2017後)
- 知的財産法
 - 「知的財産」(2015後)
- 犯罪被害
 - 「被害者の心理と犯罪被害者に対するカウンセリング技法について」(2016前)

- 女性・離婚・DV
 - 「セクシュアル・マイノリティ法律相談（基礎編）」(2017前)
 - 「離婚訴訟における財産分与と養育費の実務～東京家庭裁判所の運用から～」(2018前)
- 会社法
 - 「中小企業の契約書作成・チェックの基礎」(2015春)
- 金融・証券
 - 「FinTechとは～弁護士として知っておくべきこと～」(2016後)
- 交通事故
 - 「交通事故事案の医学講座～肩関節, 膝関節編～」(2017前)
 - 「交通事故事案の医学講座～頸椎・頸髄編～」(2017後)
 - 「交通事故事案の医学講座～頭部編～」(2018前)
- 少年・子ども
 - 「面会交流の調停・審判事件の審理の実情～子の福祉に適うものを目指して」(2016後)
 - 「近時の家裁調査の運用を踏まえた家裁調査官と弁護士の協同～家事事件・少年事件における子どもの最善の利益を中心として～」(2017前)

一般会員に おすすめの講座はどれ？

「東弁ネット研修」において収納・配信されている研修講座のうち、ライブ研修における受講生のアンケート結果において高い評価を得た講座について、近時開催されたものを中心にいくつか挙げてみる。ぜひ参考にいただきたい。

● 民法改正シリーズ

民法（債権法）が改正されたことから、その施行に備えることを目的として、当会の法制委員会の委員が改正の経緯や新法の内容を詳しく解説している。どの解説も工夫を凝らした分かりやすいものであり、新法の内容を把握するためには極めて有益である。

- 「民法（債権法）改正に備える～総論 改正の要点、準備すべき事項は何か」（2015春）
- 「民法（債権法）改正に備える」（2015後）
- 「民法（債権法）改正に備える～保証，法定利率など」（2016前）
- 「民法（債権法）改正に備える～消滅時効，債券譲渡等」（2016後）
- 「民法（債権法）改正に備える～保証・定型約款～」（2018前）
- 「債権法改正① 消滅時効，弁済・相殺」（2017後）
- 「債権法改正② 意思表示，保証」（2017後）
- 「債権法改正③ 定型約款，賃貸借」（2017後）
- 「債権法改正④ 法定利率，債権者代位権・詐害行為取消権，消費貸借」（2017後）
- 「債権法改正⑤ 債権譲渡・債務引受，請負」（2017後）
- 「債権法改正⑥ 債務不履行・解除，売買」（2017後）

● 相続法の最前線シリーズ

早稲田大学大学院法務研究科の松原正明教授による相続法を巡る連続講座である。毎回新しいテーマについて基礎理論と実務とを架橋する解説が展開され、「最前線」と銘打つシリーズにふさわしい内容となっている。会場が毎回満席になるほどの盛況ぶりであり、同教授による連続講義の継続を望む受講生

の声は多い。近時、相続法が改正されたことに伴って、改正法の内容についても詳しい説明が加えられている。

- 「相続法最前線①～遺産分割の対象となる財産の範囲について 果実，代償財産及び可分債権」（2014秋）
- 「相続法の最前線②～特別受益制度の意義と現代的課題～」（2015春）
- 「相続法の最前線③～死をめぐる諸問題（臓器移植，遺体・遺骨の所有権，祭祀の承継）」（2015後）
- 「相続法の最前線④～可分債権は遺産分割の対象か 法制審議会における相続法改正論議を踏まえて」（2016前）
- 「相続法の最前線⑤～寄与分制度の問題点について 法制審議会における相続法改正論議を踏まえて」（2016後）
- 「相続法の最前線⑥～可分債権の遺産分割対象財産性」（2017前）
- 「相続法の最前線⑦～法制審議会における配偶者への配慮に関する施策について」（2017後）
- 「相続法の最前線⑧～遺産分割事件の実務的ノウハウ」（2018前）

● ゼネラリスト養成講座

当会の中小企業法律支援センターとの共催企画である。我が国の経済を支える中小企業に寄り添い、支援することを目的として、中小企業を巡るあらゆる法律問題について対応することのできる「ゼネラリスト」を養成することを目指して立案された企画である。毎回受講希望者が多数にのぼっており、アンケートでの評価も高い。2018年前期には「事業承継支援」のテーマで専門講座（全6回）が開催された。

- 「事業再生支援の基礎」(2015春)
- 「法的債権回収の基礎」(2015春)
- 「中小企業の契約書作成・チェックの基礎」(2015春)
- 「下請法・独禁法の基礎」(2015後)
- 「中小企業のための会社法・株式実務」(2016前)
- 「不正競争防止法・営業秘密の管理」(2016後)
- 「ITに関する特殊契約」(2016後)
- 「事業者のための建築トラブル予防・対処法」(2017前)
- 「団体交渉，不当労働行為救済手続きにおける使用者側弁護士の対応」(2017前)
- 「商標登録の知識と実践」(2017前)
- 「クレーム等への対応の基本」(2017後)
- 「【専門講座】事業承継支援第1回「事業承継の全体像，経営の承継（経営計画作成等）」(2018前)
- 「【専門講座】事業承継支援第2回「資産の承継（会社法編）」(2018前)

● 家事関係

家庭裁判所における運用を踏まえた各種研修や養育費・婚姻費用に関する新しい算定表に関する研修，DV案件の対応方法等に関する研修が人気を博している。また，ハラスメントやセクシュアル・マイノリティに関する研修の受講生からは「新しい視点を得ることができ有意義だった」と評価する意見が多数である。

- 「女性労働事件の実務～賃金・昇格・昇進是正を中心として」(2013秋)
- 「女性労働事件の実務～非正規労働，ハラスメント事案を中心に」(2014秋)
- 「DV相談の初期対応について～支援者と弁護士が

語る，DV対応の注意点」(2015後)

- 「女性と労働～セクハラ・マタハラを中心とした労働事件実務」(2016前)
- 「養育費・婚姻費用の算定表がこう変わる！」(2017前)
- 「女性労働分野へのあるべき対応～被害者支援としてのセクハラ事件への処理と，マタハラ相談に対応するための最新動向」(2017前)
- 「セクシュアル・マイノリティ法律相談（基礎編）」(2017前)
- 「離婚訴訟における財産分与と養育費の実務～東京家庭裁判所の運用から～」(2018前)

● インターネット・個人情報

情報通信技術の発展に伴う法的問題，SNSに関する規制などインターネット時代の情報保護や情報管理の問題については，やはり受講生の関心が高い。この分野の問題に関する対処や対策について具体的なイメージを持つことができたと評価する意見が多い。

- 「ネット時代の個人情報保護と法律問題」(2015春)
- 「最近のICT（情報通信技術）利用サービスに関する法的問題点」(2015後)
- 「ネット炎上・ネット上の情報削除の法的手続（前編）」(2016前)
- 「ネット炎上・ネット上の情報削除の法的手続（後編）」(2016前)
- 「企業の情報管理・SNSに関する規制等（前編）」(2016前)
- 「企業における情報管理・SNSに関する規制等（後編）」(2016前)
- 「電子商取引に関する諸問題」(2016前)

● 外国語関係

テンプル大学との共催企画がある。受講生が極めて多数にのぼるというわけではないが、コアな層には根強い人気がある。豊富な例を提示して英文ライティングスキルの具体的な解説が行われるなど、わかりやすさが好評を得ている。近時は研修の使用言語を英語（初級程度のレベルを想定したもの）としており、「耳慣らし」の機会として受講する会員も少なくない。

- 「英文契約書シリーズ1～効果的な国際契約書の書き方編」（2016前）
- 「英文契約書シリーズ2～東西における契約書の違い—文書の作成の戦略とテクニック」（2016後）
- 「英米法の基礎～弁護士業務における英米法の基礎知識並びに法務調査及び分析技法」（2017前）
- 「弁護士業務における英文リーガルライティングの基礎と応用」（2017前）
- 「依頼者に対して提示する文書の作成において求められるライティングコミュニケーションスキルの基礎と応用」（2017前）

● 新しい業務分野

食品安全関係法研究部との共催企画がある。食品業界に対する弁護士のかかわり方について、あたらしい問題意識と豊富な具体例に基づいて解説されている。新規業務の開拓にあたって有益な示唆を得たという受講生の意見が多い。

- 「食品企業コンプライアンスの実務・最前線（前半）」（2016後）
- 「食品企業コンプライアンスの実務・最前線（後半）」（2017前）

「東弁ネット研修」の 申込方法は？

● 新規申込のためには

当会ウェブサイトの会員専用ページへアクセスしていただく必要がある。

● 新規申込の手順

- ①東京弁護士会・会員専用ページ（<https://www.toben.or.jp/members/index.html>）へアクセス
- ②会員専用ページのトップページ左端の「ネット研修」のリンクバナーをクリックし、「東弁ネット研修」サイトを（<https://kenshu.toben.or.jp/login/login.php>）を開く。
- ③「東弁ネット研修」サイトが表示されたら、画面下部にある「会員登録をする」ボタンをクリックし、新規申込画面を開く。
- ④新規申込画面にて必要事項を記入し、登録する（申込時にログインパスワードを任意に設定する）。
- ⑤申込受付後、「利用料入金のご案内」が事務局から送られてくるので、料金を確認のうえ、利用料金の支払手続を済ませる。
- ⑥事務局において利用料金の着金を確認した後、利用可能となった旨の知らせがメールで届く。
- ⑦利用開始

● 問い合わせ先

東京弁護士会業務課（TEL：03-3581-3332）

5

研修に対する疑問に答える

弁護士研修センター運営委員会副委員長・事務局長 木原 大輔 (57期)



Q1 研修センターが実施する研修で会員に受講が義務付けられているものがありますか。

A1 倫理研修や新入会員に対する一部の研修以外に、当会では、会員に受講を義務付けている研修はありません。

ただし、一部の研修は、法律相談センターや当会が実施する相談等の業務にあたる際の担当者になるための資格要件となっているものがあります。例えば、家庭問題法律相談担当者、女性のための法律相談担当者、セクシュアル・マイノリティ法律相談、犯罪被害者法律相談等の各種相談等です。

Q2 今後研修を義務化していくことはあり得ることでしょうか。

A2 諸外国や他会では、継続研修を義務化しているところがあります。この問題は、その是非について様々な議論のあるところで、直ちに結論が帰一するものではありません。義務化により市民、依頼者を含めて生じるメリット、一方会員に生じる種々の負担をどのように調整するか、また、義務化した場合に受講対象とすべき講座の種類、内容、コンテンツの提供を誰が担うか、必要な会場を確保することができるか等についても、解決すべき問題が山積しています。

義務化を含めた継続研修のあり方について、論点を整理し議論を深めていく必要があります。

Q3 相談担当者等の資格要件となっている研修の受講はネット研修では受けられないのでしょうか。

A3 現在、相談担当者の資格要件となっている研修の受講については、弁護士会館で実施する講座に直接出席をし、受講をすることで受講認定とする扱いとしており、ネット研修による受講だけでは、資格要件としての受講とはみなされていません。

ネット研修では、受講の確認が十分に行えないことがその理由ですが、多様な会員の生活スタイル等にも配慮しながら、受講認定をネット研修での受講でも可能とするか、その場合の受講確認の方法等について、検討していくべき課題と考えています。

Q4 研修センターが主催する研修講座の多くが有料ですがなぜですか。

A4 会員サービスの観点からは、受講料は無料とすることも考えられるところです。一方で、会員個人が求める研修分野、内容、そのレベル等は様々であり、広くすべての会員ニーズに応えるにはなお課題もあるところです。このため、当会では、研修についてはその費用の一部（一般講座について1000円、専門講座（一定の専門分野についての連続講義）について一講義あたり2000円）について、受益者負担の考えから、講座を受講される会員に負担をお願いしておりますので、ご理解ください。

Q5 日弁連のeラーニングは、2006年7月以降無料化されていますが、当会のネット研修は、高すぎるのではないかと。今後費用の見直しをする予定がありますか。

A5 受益者負担の考え方をベースにしつつも、

現在の年間1万5000円の価格設定が妥当なものなのか、安定的なシステムの運営を図りながら利用者である会員ニーズを踏まえた適正な価格設定を目指し、利用料金の値下げも視野に料金体系を見直すことができないか検討を開始しています。

Q6 研修講座の効果的な活用方法としてどのようなことが考えられますか。

A6 新しい分野の知識、ノウハウを得る。実務では体系的に法分野を勉強する機会がないので、体系的に学んでみる。研修に寄せる目的は会員それぞれであろうかと思いますが、いずれにしても、長い弁

護士人生において日々の研鑽は、依頼者に提供する業務の質を確保するために必須のものだろうと思います。

一見基礎的と思える研修であっても、自身がお持ちの知識やスキルで、多様化、複雑化する依頼者のニーズに十分に答えることができるのか。新しい知識やスキルを得るだけでなく、ご自身が普段の業務で用いている知識、スキルのレベルが一定の水準を保っているかを客観的に見つけ直す機会としても研修は有用でしょう。基礎的な研修を受けた時、特におどろくべき収穫がなかったとすれば、それは1000円が無駄になったのではなく、ご自身のレベルが一定の水準にあることを確認できたということでもありましょう。研修は、ご自身の到達点を確認することにも有用です。

コラム 3

ネット研修をもっと身近に！

弁護士研修センター嘱託・弁護士研修センター運営委員会委員 前田 哲兵 (63期)

ネット研修の上手な使い方を2つご紹介します。

1つ目は、移動時間に利用するというもの。ネット研修はスマートフォンでも利用可能ですので、電波が通じる場所であれば、イヤホンを付けて電車内で聞くこともできます。移動時間は細切れになりがちで、その時間を業務につなげるのはなかなか難しいものです。ネット研修を利用して、知識を充実させる時間に充ててみてはいかがでしょうか。細切れの時間も積み積みすれば大きな差になってあらわれるはずですよ。

2つ目は、ネット研修をペーパーレスで利用する方法です。「レジュメを印刷するのが面倒」「紙のレジュメを管理するのが大変」そのような悩みを持ったことはないでしょうか。そのような会員にお勧めなのが、ネット研

修をペーパーレスで受講する方法です。やり方は簡単。

①タブレット端末とスタイラスペン（タッチペン）を用意する、②ネット研修画面を開き、タブレット端末にレジュメをPDFで保存して、スタイラスペンで書き込める状態にする（各種アプリがございます）、③別のパソコンやスマートフォンなどで研修を再生し、タブレット端末上のPDFにスタイラスペンで書き込みを行い、そのままPDFで保管する。文字にすると若干ややこしいですが、慣れてしまえば本当に楽にレジュメを管理できます。自宅でネット研修を受講する際などにお勧めの方法です。

ネット研修は当会会員の共有資産ともいえるものです。是非、積極的に活用してみてください！